

**令和7年度滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金
募集要領（追加）**

【補助の目的】

この補助金は小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。

【補助の対象者】

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。

申請を行う事業者グループの代表者は介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所のほか、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

【補助額】

- 1 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
- 2 1による算出額と、第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 基準額
補助対象事業の実施に要する次の経費 （報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金）	4/5	事業者グループを構成する法人数1につき120万円（訪問介護事業所を運営する法人の場合、30万円を加算する。）とし、1事業者グループあたり最大320万円を上限とする。

※採択前であっても年度内の取組開始分については補助の対象とする。

【募集について】

- 1 採択予定数：1 件
- 2 提出物：応募様式および添付資料
- 3 提出期限：令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時必着
- 4 提出方法：郵送、持参、メール
- 5 提出先：滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
メールアドレス：kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp
- 6 選定方法：当課において「7 選定基準」により評価を行い、合計点が上位の 3 件を採択する。ただし、合計点が 20 点以下のものは採択しない。
- 7 選定基準：（1）設定された課題に対し、適切な取組であること。（5 点～0 点）
（2）事業者グループにとって新たな取組であること。（5 点～0 点）
（3）体制等、実現可能なものであること。（5 点～0 点）
（4）より効果が見込まれること。（15 点～0 点）
（5）自走に向けた計画となっていること。（10 点～0 点）
- 8 その他：（1）採択および内示は提出期限後に行う。
（2）過年度に本補助金の交付を受けていない事業者グループを優先して採択する。
（3）応募内容について照会することがある。

【補助対象事業】

1 対象事業

本事業は、事業者グループが職場環境の改善を図ることを目的として、経営の協働化・大規模化等を通じて取り組む事業を対象とする。

2 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する、以下（1）～（11）に掲げる取組を行うものとする。

- （1）合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に係る取組
- （2）共同送迎の実施に向けた調査等に係る取組
- （3）共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組
- （4）合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に係る取組
- （5）人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に係る取組
- （6）加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に係る取組
- （7）各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に係る取組

- (8) 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組（通信費は対象外とする）
- (9) 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組（事業所車輛の購入費は対象外とする）
- (10) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組
- (11) その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組

【事業実施にあたっての留意事項】

- 1 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。
- 2 補助を受けた事業者グループは、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から直接協力依頼の打診をする場合がある。）
- 3 その他本事業について、本県が照会、現地視察等を行う場合、可能な限り協力すること。

【実績報告期日】

事業完了後1ヶ月または令和8年3月31日のいずれか早い日